#### (19)日本国特許庁(JP)

# (12)公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2024-59549 (P2024-59549A)

(43)公開日

令和6年5月1日(2024.5.1)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)

HO4L 9/32 (2006.01) HO4L 9/32 200B GO6F 21/60 (2013.01) GO6F 21/60 320

## 審査請求 未請求 請求項の数 2 OL (全 31 頁)

(21)出願番号 特願2023-91772(P2023-91772) (22)出願日 令和5年6月2日(2023.6.2) (62)分割の表示 特願2022-167241(P2022-167241)

の分割

原出願日 令和4年10月18日(2022.10.18)

(特許庁注:以下のものは登録商標)

1. PYTHON

(71)出願人 714009083 西沢 克弥

四次 元沙 三岛 1 日本七日 5 1

長野県上田市吉田515番地2

(71)出願人 722014745

株式会社SINGULION

東京都千代田区神田和泉町1番地6-16

ヤマトビル405

(72)発明者 西沢 克弥

長野県上田市吉田515番地2

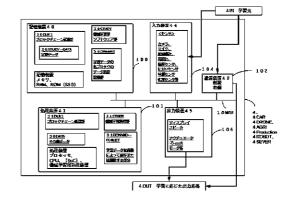
#### (54) [発明の名称] 人工知能システム、人工知能システムの学習方法

## (57)【要約】 (修正有)

【課題】人工知能の学習の過程を外部から解析・検証可能な、プロックチェーンを用いたコンピュータネットワークシステム並びに人工知能の機械学習方法を提供する。機械学習データを忘却・消去しコンピュータ端末の記憶装置の記憶領域を節約するコンピュータネットワークシステムを提供する。

【解決手段】ブロックチェーン部のブロックデータを一部取り除いた場合(データを忘れさせた場合)においてもブロックデータの連続性を検証する方法であって、ブロックチェーン記録部30DLR2の、第1のブロックチェーン部と第1のブロックチェーンのハッシュ値・ダイジェストデータを含む第2のブロックチェーン部を共に記憶装置に記憶させる。

【選択図】図9



#### 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

ノード端末としてユーザ端末(1A)と、ブロックチェーンを用いた分散型台帳システムのノード端末(3A)とを、ネットワーク(20)を介して接続したコンピュータネットワークシステムにおいて、

前記ユーザ端末(1A)は、前記ノード端末(3A)のブロックチェーン部(30DLR)のブロックデータに記憶されたデータを読み取り前記データをプログラムとして実行可能な、実行部(30CVM)を含んでおり、前記ユーザ端末(1A)は、前記ブロックデータに記憶された前記データは、暗号化された暗号化データを含み、前記実行部(30CVM)は、前記暗号化データを復号する鍵を備え、前記ユーザ端末(1A)は、前記実行部(30CVM)を用いて前記暗号化データを復号し、前記暗号化データを復号して得られたデータを用いるプログラムを実行可能な実行部を備えている、コンピュータネットワークシステムであって、

前記ノード端末(3A)は、前記ノード端末(3A)の記憶装置に、第1のブロックチェーン部と、第2のブロックチェーン部とを共に記録・記憶しており、前記第2のブロックチェーン部の或るブロックデータに、前記第1のブロックチェーン部の指定個数のブロックデータの其々のハッシュ値が含まれている特徴を持つ、コンピュータネットワークシステムを用いた人工知能システムであって、

機械学習に必要な学習データを、前記コンピュータネットワークシステムの前記ノード端末(3A)の前記第1のブロックチェーン部のブロックデータ、又は、前記第2のブロックチェーン部のブロックデータに記憶する特徴を持つ人工知能システムを用いた機械学習方法。

## 【請求項2】

第1のブロックチェーンに記録された内容を削除する行程を含む、請求項1に記載の機械 学習方法。

## 【発明の詳細な説明】

### 【技術分野】

# [0001]

本願(実用新案登録願、又は、特許願)は、分散型台帳システムの台帳記録部 3 0 D L R (図面では図 1 等の 3 0 D L R )において、プログラム単位(スマートコントラクト)を実行・記憶するコンピュータシステム、プログラム実行部、データ構造、方法に関する

# [0002]

本願は台帳30DLRに暗号化データが含まれ、前記暗号化データを復号し、復号後のデータに含まれるプログラムを実行する環境や方法に関する。

図4A・図4B・図4Cに本願の主張する方法を用いてワンタイムパスワード認証を行う場合の説明図・概念図を記載する。

# [0003]

また本願は、第1のブロックチェーン(30DLR2-1ST)と第2のブロックチェーン(30DLR2-2ND)を含む台帳記録部30DLR2を提案する。

図5に本願で提案する台帳記録部30DLR2の説明図・概念図を記載する。

## 【背景技術】

# [0004]

## <提案の経緯>

非特許文献1の発明により、分散型台帳システムDLSで変数関数を備えたスマートコントラクト(以下コントラクト、又はスマコンとも呼称する)と、スマートコントラクトをプログラムとして実行する実行環境・仮想機械(非特許文献2のEVM)を用いて、前記DLS上で用いられるトークン・NFTの発行や各種サービスの提供が行われるようになった。(例えば動的パスワードに用いられうる動的コードを生成するスマートコントラクトについては、米国特許明細書2000244457や、特許文献1の明細書部分及び特開

20

10

30

40

2021-004788にて開示されている。)

### [00005]

しかし公知の分散型台帳システムは(取引の透明性のため、防犯のため)台帳データが パブリックであって(世界中の人に丸見え状態であり)、スマートコントラクト内部の命 令コード・関数・変数は外部から解読される恐れがあった。

そこで本願では特開2022-091158で主張されるワンタイムパスワード(OTP)認証プログラムのうち秘匿化・暗号化したいOTP計算用キー変数や関数・手続き、データ群を暗号化して30DLRに記録した後、記録された暗号化データをユーザ端末やサーバでの暗号化データを復号可能な実行環境30CVMU・30CVM(仮想機械30CVM)にて復号し復号データに含まれるプログラム(特にOTPの計算、OTPの生成プログラム、OTPの検証・認証プログラム)を実行させる方法やコンピュータシステムに関して提案を行う。

#### [0006]

また分散型台帳システム上で割当・購入・取引・譲渡・流通するトークン(或いはデジタル資産・デジタル通貨)はユーザ識別子(あるいは或るユーザの公開鍵や識別子の情報)に対し或るトークン番号のトークンが対応する形でスマートコントラクトに記録されており、ユーザの持つトークンの保有状況が外部から見られてしまう。( そのため、現状ではユーザー識別子と現実世界でのユーザの対応関係は他者に公開しないほうがプライバシーを保つことができる。)(また証券会社や取引所等が仲介することで対応関係を秘匿する)

個人ユーザ間でのトークンの授受のためにはユーザ識別子を互いに提示する事が必要なことがあって、台帳上に例えばユーザ識別子AからBへの取引があったことが残り、透明性は保てる一方で、プライバシー性が低下する場合がある。

そこで、本願では台帳上に記録されたユーザ識別子Aに関する情報や、スマートコントラクトを駆動する際に一部隠したい変数・関数について、平文としてブロックチェーン上の平文・暗号文が混合したデータを読み取る実行部と、読み取られた前記平文・暗号文が混合したデータに含まれるデータのうち、(暗号化データの部分を認識・識別・選択等をして選び取って、)暗号化データを復号鍵を用いて復号することを提案し、前記復号する方法を用いた動的パスワード認証方法についても開示する。

## [0007]

本提案によれば、平文としてブロックチェーン上の平文・暗号文が混合したデータを読み取る実行部30PVM(例えばイーサリアムのEVM、イーサリアム仮想機械)を備えた公知の分散型台帳システムに対し、平文に含まれる暗号化データの読み取りと復号を行う実行環境30CVM・30CVMU( 30CVMUは特にユーザ端末内の実行環境)又は仮想機械30CVMをブロックチェーンのノード部やユーザ端末ソフトウェア・記憶部・処理部に備えさせることにより、本願の提案する方法を実施することができ、既存の稼働実績の多いシステムをそのまま利用できる効果を主張する。(既存のブロックチェーン・分散型台帳システムと互換性があるメリットを主張する。)

## [0008]

# <既存の秘匿化方法>

トランザクションを秘匿化する公知の分散型台帳システムとしてQuorumという企業向け分散型台帳システム基盤がある。プライベート及びパブリック型のトランザクションを用いる機構が搭載されている。QuorumではTesseraという暗号化に対応したマネージャ部(実行部)によりトランザクション共有したい相手に共有する。Quorumの系は暗号化機能をもつTesseraのAPIより暗号化したトランザクションを送付する。

## [0009]

本願では上記Quorumとは別の解決方法を模索し、既存のパブリックで誰からも見ることのできる台帳データ部に、一部暗号データを記録させ(又は暗号データの開始部や終了部を表す暗号化データ読み取り用符号を備えさせ、(遺伝子の開始コドンと終止コド

20

10

30

40

ンのように)データを実行する部分(実行環境、実行部、実行機械、実行用仮想機械)が暗号化データ読み取りできる構成とする。

なお暗号データと平文データを格納するスマートコントラクトに、暗号化データの呼び出し部又はゲッターとなる関数を設けさせ、暗号化データをブロックチェーンから呼び出して、サーバ3Cの第2実行部30CVMやユーザ端末1Aの第2実行環境30CVMUに暗号化データを入力し、復号鍵にて復号し、他の又は次の処理に用いてもよい。

## [0010]

Quorumの系は、(発明者からみて)暗号化機能付き実行環境を1つ用いている。対して本願では平文のみの実行環境・第1実行環境により読み取ったデータを、暗号データ復号機能付き実行環境・第2実行環境で必要に応じて復号処理後に実行することで、普及した第1実行環境のみを備える分散型台帳システムにウェブアプリ等の形で第2実行環境を設けて、平文と暗号文交じりのブロックチェーンデータの読み取りに対応させる意図がある。

### [0011]

本願では前記第2実行環境としてウェブページに含まれたECMAScriptの処理に従い、1ブロックチェーン上から暗号文と平文の混合したデータを読取又はブロックチェーン上から暗号文を含むデータを選択・区別・識別して読取する処理と、2前記読取した暗号データを復号する処理部と、3復号したデータに従って次の処理(各種サービスのための処理等)を行う処理部があってもよい。

本願では図4Bと図4Cに、前記第2実行環境として(ユーザー端末にダウンロード若しくは配布され読み込まれた)ウェブページに含まれるECMAScriptの処理に従い、(ウェブブラウザやウェブページ・ウェブアプリを前記第2実行環境30CVMUとして)、OTP認証時のOTP生成処理(図4B)とOTP認証処理(図4C)を行う処理の流れ図の例を記載している。

#### 【先行技術文献】

## 【特許文献】

#### [0012]

【特許文献1】特開2022-091158号公報

# 【非特許文献】

## [0013]

【非特許文献 2 】 Ethereum EVM illustrated [ 西暦 2 0 2 2 年、令和 4 年 9 月 3 日検索]、インターネット URL: https://takenobu-hs.github.io/downloads/ethereum\_evm\_illustrated.pdf

# 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

## [0014]

本願にて解決しようとする問題点を以下に記載する。

1:スマートラクト内部変数や内部の処理手続・関数を秘匿・暗号化する方法を探すこと

1 - A:スマートコントラクト式のOTP認証システムにおいて、計算に用いる変数関数等を秘匿化する事。

1 - B:ユーザの取引履歴やユーザの保有するトークンの対応関係の秘匿化する手段を探

10

20

30

40

すこと。

## [0015]

ここで、発明者の考えとして、前記暗号化・秘匿化することにより、第三者から見てトランザクションの中身がDOS攻撃のデータか通常のユーザの利用データか判別できない事が想定される。(通常、トランザクションに手数料・トークン・ガスを消費させる場合、DOS攻撃を経済的に防止するが、ここでは仮に攻撃できるとして)DOS攻撃による無意味な暗号化トランザクションが台帳に蓄積しサーバの記憶域を圧迫する事が懸念される。そこで、次の問題を別途設定し、その課題に対応するブロックチェーンのデータ構造(30DLR2等)を提案する。

2: ブロックチェーンにおいて或る設定時間後の過去のデータブロックを削除しつつブロックチェーンの連続性を検証できるデータ構造を探すこと。(一部データブロックを忘れる事の出来るブロックチェーンの方式を検討する事。)

2 - A: ブロックチェーンにおいてデータブロックの一部が無くとも、ブロックチェーン のつながりを検証できるデータ構造を見つけること。

過去のブロックデータを忘れられる事は台帳部のデータ容量の増大を防止できる。

#### [0016]

発明者は保管期限が設定された公文書のように、過去のデータブロックを忘れられるブロックチェーンシステム・分散型台帳システム・改竄耐性のあるデータ台帳システムを実現したいと考えた。

データブロックが保管期限切れ(又は需要がなくなった場合)にはブロックチェーンから切り離しできるデータ構造を実現できれば、公文書データや、日常コミュニケーションデータ等含むSNS等ウェブサービス、証券の取引、物流サービスの記録等、(データ量が多く)データ保管期限が有限な分野でブロックチェーンを利用しやすくなると考え、本願の主張するブロックチェーンのデータ構造を開示する。

【課題を解決するための手段】

## [0017]

<課題1:スマートラクト内部変数や内部の処理手続・関数を秘匿・暗号化する方法> 1.スマートコントラクト実行を行う2種のプログラム実行部(仮想機械、プログラム実行部・実行用仮想機械、実施例ではECMAScript実行部をもつウェブアプリ・ウェブページ)を用いる。

一つはブロックチェーン部に書き込まれたコードをそのまま平文としてスマートコントラクトを実行する仮想機械 3 0 P V M (図 1 等、図 4 B 等)であり、

他方はブロックチェーン部に書き込まれた暗号化されたコードを読み込み、復号し、スマートコントラクトを実行する仮想機械30CVM又は実行環境30CVM・30CVMU (図1等、図4B等)である。

・前記ブロックチェーン部30DLRに書き込まれた暗号化されたコードを読み込み、復号し、スマートコントラクトを実行する仮想機械に相当する機能部30CVMU(図4B等)がユーザ端末にプログラム・記憶部・処理部の形で含まれていてもよい。

## [0018]

図1はブロックチェーンのノード端末3Aと、(OTP認証やOTP認証後のサービス提供を行う)サービス提供サーバ端末3Cと、ユーザ端末1Aを通信経路20を介して接続させ、

ユーザの秘密鍵 1 0 A K E Y (秘密鍵 1 0 A K E Y は必要な場合)、台帳記録部 3 0 D L R、平文の実行環境 3 0 P V M (実行部 3 0 P V M)、復号鍵 3 0 C K E Y、暗号化データ復号用実行環境 3 0 C V M (実行部 3 0 C V M)を用い、

改竄耐性を有する暗号文・平文混合のデータ30DLR—DATAの暗号化データ本体30DLR-CDATA-BODYを復号し実行させる系を説明図として開示する。

台帳記録部30DLRに含まれる暗号化データ本体30DLR-CDATA-BODYは、図3A・図3Bのように、30DLRの中から暗号データと平文データを区別・識別・認識できる部分・手段を備えさせ、鍵により暗号化処理・復号処理を行えると好ましい

10

20

30

40

.

0

図3Bはサーバ3Cがユーザ端末となり30CVMや30CVMUを備え、ユーザ端末に暗号化データを用いたサービスを提供する場合の説明図であって、

図4A、図4B、図4Cは暗号データと平文データを含む分散型台帳の記録部30DLR (ブロックチェーン式記録部30DLR)と第2の実行部30CVMUにてワンタイムパスワード認証を行う場合の説明図である。

(ユーザ端末1Aと、インターネットがオフラインでも動作するサーバ端末3Dとを直接接続する経路20—1A3Dで接続されてもよい。前記経路20—1A3Dは有線式・接触式でも無線式・非接触式でもよい)

#### [0019]

< 図 1 から図 2 >

図1には、(1)ユーザ端末1A内の30CVM、30CVMUにてDLR30から読み取った暗号化データを復号する場合(図1Aの左側ユーザ端末内の30CVMU、ユーザインターフェース30UI)と、(2)サーバ3C、3D内の0CVM、30CVMUにてDLR30から読み取った暗号化データを復号する場合(図1Aの中央、サーバ部)と、が記載されている。

図1Aはノード3Aに平文対応の第1実行部PVMと暗号化対応の第2実行部30CVMが含まれる例である。

図1Bはユーザ端末1Aに第2実行部30CVMUが含まれる例である。

図2は本願で用いるコンピュータの説明図とコンピュータの接続図である。

#### [0020]

<図3Aと図3B>

図3 A はブロックチェーン式記録部30 D L R に記録された、データ30 D L R — D A T A から、暗号化データ30 D L R - C D A T A - B O D Y を識別する部分30 D L R - C D A T A - P S (暗号化データの開始部)や30 D L R - C D A T A - P E (暗号化データの終了部)についての説明図である。

図3Aと図3Bは前記識別する部分を用いて、平文と暗号文の混合したデータ30DLR 一DATAから暗号化データを読み取り、第2実行部30CVM・30CVMUに復号させ、復号後のデータを利用又はプログラム実行させる説明図である。本願のコンピュータシステムは暗号化データに前記識別する部分が付与されていてもよい。

図 3 B の 3 0 D L R - D A T A 復号部 F 3 B 3 は、 D L S の台帳記録部 3 0 D L R の暗号 化データでも平文データでもよい(暗号化データと平文データの混合したデータ) 3 0 D L R — D A T A を、データ入力処理部 F 3 B 1 にて入力し、続いて入力データ解析部 F 3 B 2 (暗号データの識別部・選択部・認識部 F 3 B 2 )にて暗号データ本体 3 0 D L R - C D A T A - P S や 3 0 D L R - C D A T A - P S や 3 0 D L R - C D A T A - P E 検出し、前記暗号データ本体のデータ部分・範囲を検出する

## [0021]

この方法のほかに、予めスマートコントラクトで30DLRに順次暗号化データを格納記録する配列・マッピング型・構造体などを形成し、それを暗号化データの記録場所として設定し、ECMAScriptとDLSアクセス用API(30CVMU-W3J)にて前記暗号データの格納された配列・マッピング型・構造体等から暗号データを呼び出してもよく、その場合でも、暗号化データの配列・マッピングなど型や変数を定義している部分が平文データと暗号化データを区別・認識・識別する部分30DLR-CDATA-PS・30DLR-CDATA-PS・30DLR-CDATA-PS・30DLR-CDATA-

・本願では暗号化データ本体 3 0 D L R - C D A T A - B O D Y を平文データ(或いは復号鍵 B による暗号化データ)と暗号化データ(或いは復号鍵 A による暗号化データ)の混合した 3 0 D L R から区別・認識・識別する手段を備えさせる事が好ましい。

・平文または暗号化鍵の鍵データの異なる暗号化データ間で復号したい暗号化データを識別できる部分があると好ましい。

10

20

30

40

30

40

50

平文データがなく、格納された暗号化データがいくつかの復号鍵で暗号化されている30DLRであっても、暗号化鍵が異なるデータ同士を区別する識別子30DLR-CDATA-PS等があると好ましい。

## [0022]

発明者としてはスマートコントラクトをデプロイしたユーザ識別子(30DLR—CDATA-ADDRESS)の形で30DLRの或るブロックデータのコントラクトに記録し、ブロックチェーンエクスプローラーなどでコントラクトを検索できると好ましいと考えている。

例えば30DLRを用いてSNSサービスを提供したい法人Sがあって、その企業が公的機関などへ登録したコントラクトアドレス30DLR一CDATA-ADDRESSがあって、そのコントラクトアドレスで暗号化データを格納する配列等を記録するようにし、30DLRのコントラクト内部で記録されるユーザ識別子等やユーザのコミュニケーション内容・コンテンツは前記法人Sが管理する暗号化鍵・復号鍵とウェブアプリ型実行部30CVMUで暗号化・復号されユーザにSNSのコンテンツとして提供されうる。

(SNSアプリのデータ処理の動作図は図3Bや図3C、図1,図1B、OTP認証サービスのOTP計算部など処理部をSNSサービス用の処理部とした図4A、図4B、図4CをSNS用の処理部記憶部にした形で説明される。ブロックチェーン部には図5等に示すブロックデータを削除できる台帳記録部30DLR2を用いてもよい。)

該コントラクトアドレスのコントラクトに含まれるデータやSNSサービスで事件・紛争等があった場合には、コントラクトアドレス30DLR—CDATA-ADDRESSをデプロイした法人Sは管理する暗号化鍵・復号鍵とウェブアプリ型実行部30CVMUを捜査当局等に開示し、暗号化データを復号して捜査当局等に開示して、事件・紛争の解決に取り組む事ができうる。

前記SNSを捜査当局等への開示の例で述べたが、銀行サービス・証券系サービス、金融サービスや、コントラクトを利用するゲームサービス等においても、事件・紛争等には同様に開示して対応する事が考えられる。(コントラクトデプロイをした法人が鍵やアプリを管理する。)

#### [0023]

防犯のため、実行部30CVMUと後述の図5のブロックチェーン記録部30DLR2と併用して、認証された個人や法人のユーザ識別子による暗号化データを含むコントラクトアドレスであるときは台帳にデータを保持し残すようにして、

認証されていないユーザ識別子による暗号化データを含むコントラクトは、ノードのクライアントソフトウェア・仮想機械部がデプロイを受け付けないようにし、(若しくはデプロイされた暗号化データブロックを削除し、)暗号化データの利用を制限するブロックチェーンシステムも利用されうる。

# [0024]

暗号化する場合でも、その代表者のアドレス(例えばNFTの発行・送信・取引が行われる取引所の取引データを含むコントラクトアドレス)などがトランザクションに添付されていると好ましい。すべてのトランザクションデータを暗号文にて送信されると記録部30DLRの透明性(又は外部から台帳の内容を把握・調査・監査ができる性質)がゼロになる恐れがある。

送信者ユーザ識別子情報の後に暗号化データを配置し、誰が秘密にしたデータか指定するなどし、発行者が例えば認証された会社のアドレスならそのあとに続く暗号データは実行してもウイルスなどでないかもしれない。

ブロックチェーン上のデータを、異なるプログラム言語に基づいて条件分けして実行するためにデータに識別子を付与する事に関する特許はUS20210042137があり、スマコンの実行コードの先頭に01や03の形でEVMやC言語実行環境を示す、米国特許例がある。本願では暗号化データ本体の前部分等に暗号データと区別するための識別

子・データを付与している。

\_\_\_\_\_\_\_

#### [0025]

データ実行部F3B13は、復号されたデータF3B9を記憶部F3B10に記憶し、処理部F3B11にて処理し処理後の情報を前記記憶部に記憶し若しくは処理結果・応答F3B12として出力する。出力処理部F3B14を介して外部へ出力される。出力先はユーザ端末1Aやサーバ3C等、あるいはブロックチェーンノード端末の記録部30DLRである。

データ実行部F3B13は、暗号化データの復号とプログラムの実行時に、サンドボックス等復号後のデータに含まれうるウイルスの動作に対応し、ウイルスを隔離・停止などできる対策部分を含む耐ウイルス型実行部F3B8に含まれていると好ましい。(30DLR-CDATA復号部F3B3等もF3B8に含まれていてよい。30CVMや30CVMUが耐ウイルス型実行部F3B8に含まれていてもよい。)

処理結果・応答F3B12の例は、1.戻り値を返す(例:復号化された実行データに含まれる、スマートコントラクトに従い計算した動的コードを端末1Aに出力)、2.処理に関連する関数や変数を、他のブロック番号の30DLR一CDATAから呼出・計算に使用、3.30DLRへトランザクション送信、分散型台帳システム / ブロックチェーンにトランザクションを送信、ブロックに平文 / 暗号文データを連結、4.その他仮想機械・実行環境での実行後処理、である。

実行部 3 0 CVM・3 0 CVMUに暗号化する暗号化部分 F 3 B 1 5 を備えさせ、処理結果・応答 F 3 B 1 2 を、 F 3 B 1 5 にて暗号化し、前記暗号化データをユーザ端末 1 A 、サーバ 3 C 等、ノード 3 A の 3 0 D L R へ出力してもよい。

## [0026]

図3 C は図3 B の構成で、サービス(O T P 認証等)を行うサーバ端末3 C の説明図である。(ユーザ端末に実行部3 0 C V M・3 0 C V M U は無く、ユーザ端末と通信可能なサーバ3 C に実行部3 0 C V M が含まれる構成である。)(若しくはユーザ端末はサービス用サーバである場合。)

実行環境30PVMがバックエンド部(ウェブサーバ端末3Cや端末3D)に含まれており、ユーザ端末1Aは端末3Cや3Dにアクセスし、ユーザ端末1Aは前記3Cや3Dの送信するウェブページやECMAScriptの手続きに従うか、又はサーバ3C・3Dの内部で実行される実行部30CVMU・30CVMに対し、ユーザ端末1Aが入力や要求を行い、3C・3Dが処理をし、その結果をユーザ端末1A上に表示・利用させる例が図3Cである。

スマートコントラクト提供部フロントエンドF3C1。 [例:スマコン式OTP認証と認証後サービスのウェブアプリフロントエンド部と実行部30CVM(実行部をユーザにダウンロードさせる場合実行部30CVMU)]、

前記 F 3 C 1 はウェブページ・ウェブアプリのフロントエンド部、 H T M L 5 + E C M A S C r i p t i m

ユーザのインターフェースとなり、ユーザ要求に従いブロックチェーン部 3 0 D L R や / ード 3 A との通信の要求を受け付ける。例えば O T P コードの生成要求や、 O T P コードの入力を受け認証を行う要求を受ける。

30CVM管理部F3C3(端末1Aの指示に応じて30DLRを書換・読取する部分。バックエンド部)はユーザー端末1Aにはアクセス手段が無く(又は一般ユーザからのアクセスを防ぐため意図的にAPI等が公開されていない等、アクセス者を指定・限定している等で)、通常はアクセスできないDLSやブロックチェーン30DLRに、アクセスできるサーバー3Cサイドの処理部であり、3Cがアクセスできるノード3Aが設置されている時、前記3Aの30DLRへ3Cはアクセスし暗号データを含むデータを読取し、又は30DLRへデータを書き込みする。

3 0 1 C は 3 C の実施するサービス用プログラム及び記録部、 3 1 1 C は 3 C のサービス処理部である。 3 0 D L R — C は 3 0 D L R から 3 C が読取し記憶したデータである。

10

20

30

40

F3C5はブロックチェーンとアクセスを可能にするプログラム部である。(クライアントソフトウェア(ノード通信部)も可能)3Cがノード3Aと同じくDLSの一部となってもよい。

F3C4 は鍵データ・鍵管理部(耐タンパ性を持つ記憶域可)である。

#### [0027]

図 1 A においては、サーバ 3 A 内の 3 0 C V M にて D L R 3 0 から読み取った暗号化データを復号する構成が記載されている。(サーバ 3 A は 3 0 P V M を備えてもよい。)

図 1 B においては、ユーザ端末に備えさせた実行環境 3 0 C V M U (仮想機械 3 0 C V M U)と平文読み取り仮想機械 P V M による暗号データを含むブロックデータからの暗号データの読み取り・復号・データ実行・戻り値生成・データの台帳への書き込みの説明する

#### [0028]

図 1 B の発展形・実施例として、本願図 4 B の説明図では、ユーザ端末にウェブアプリ実行部 3 0 C V M U - A P P (ウェブブラウザの処理部・記憶部)が記憶され、 3 0 C V M U - A P P による処理部 3 1 C V M U - A P P がユーザ端末に備えられているときに、該処理部 3 0 C V M U - A P P が 3 0 D L R からデータを読み取り、暗号化データについては復号鍵 F 4 B - 9 を用いて復号を行い復号後のデータ F 4 B - 1 1 を得て、平文データ F 4 B - 1 2 と、復号後のデータ F 4 B - 1 1 を O T P 計算部 F 4 B - 1 5 に入力し、 O T P 計算をさせる事を主張する。

図4BではOTPを計算後生成し記録手段や記憶装置に記憶・記録させ、図4Cでは入力されたOTPを検証し認証する処理の実行部を開示する。

#### [0029]

<課題2:ブロックチェーンにおいて或る設定時間後の過去のデータブロックを削除しつ つブロックチェーンの連続性を検証できるデータ構造>

第1(30DLR2-1ST)と第2(30DLR2-2ND)のプロックチェーンについて、第2のプロックチェーンに第1のプロックチェーンのブロックのハッシュ値が含まれていることで、第1のプロックチェーンのプロックが削除されていても、前記ハッシュ値を含む第2のプロックチェーンによって、プロックチェーンの連続性を検証可能にする事も提案する。

## [0030]

図5の(a)と(b)は、第1(30DLR2-1ST)と第2(30DLR2-2ND)のブロックチェーンについて、第2のブロックチェーンに第1のブロックチェーンのブロックのハッシュ値が含まれていることで、第1のブロックチェーンのブロックが削除されていても、前記ハッシュ値を含む第2のブロックチェーンによって、ブロックチェーンの連続性を検証可能にする事の説明図。

図 5 の ( c ) は前記第 1 と第 2 のプロックチェーンに加え第 3 のプロックチェーンを備え ( あるいは第 3 、第 4 、第 5 、・・・第 n のプロックチェーンを備え ) 互いにハッシュ値 共有部 ( 3 0 D L R - S H A - n・・・等 ) を有するときの説明図である。

## [0031]

前記台帳記録部30DLR2は図5の(b)のように、ブロックを連結する間隔の短い(例:5秒毎)第1のブロックチェーン(30DLR2-1ST)と、ブロックを連結する間隔の長い(例:50分毎)第2のブロックチェーン(30DLR2-2ND)を含む台帳記録部30DLR2があるとき、

第1のブロックチェーンにおいて設定された個数(例:50分÷5秒=300個、m=300)のデータブロック群(例えばデータブロックanがa301からa600までの時)について、

第 2 のブロックチェーンのデータブロック s A n (ここでは例として s A 2 )を形成し前記第 2 のブロックチェーンのデータブロックに設定された個数(例: 3 0 0 個)の各データブロックのハッシュ値を s A n (ここでは s A 2 )に格納し、

10

20

30

40

前記データブロック s A n のハッシュ値 s A n h (ここでは s A 2 h )を次のデータブロック s A ( n + 1 ) (ここでは s A 3 )に格納しつつ、

第 1 のブロックチェーンにおいてデータブロックに設定された個数(例: 3 0 0 個、 a 6 0 1 から a 9 0 0 までの個数)を連結してを繰り返す。

(第1と第2のブロックチェーン其々のブロックを紙のページブロックで表現したときに、契約書の契印(実際はハッシュ値、ダイジェスト、フィンガープリント、特徴データ) を其々のブロックの境目に押印した形式をとる。)

#### [0032]

< 第 2 ブロックチェーンのブロックハッシュ値の第 1 ブロックチェーンのブロックへの格納 [ 第 n ブロックチェーンのブロックハッシュ値の第 ( n - 1 ) ブロックチェーンのブロックへの格納 ] >

図 5 の ( b ) のデータブロック a 4 では、前の第 1 のブロックチェーンのデータブロック a 3 のハッシュ値 a 3 h に加え、第 2 チェーンの前のブロック s A 1 のハッシュ値 s A 1 h をデータブロック a 4 に格納・組込・取り入れてよい、又は取り入れることができる。

(第 n ブロックチェーンのブロックハッシュ値の第 ( n - 1 ) ブロックチェーンのブロックへの格納してよい。)

第 1 のブロックチェーンのデータブロック a 4 に第 2 のブロックチェーンのハッシュ値 s A 1 h を組み込むことで、第 1 のブロックチェーンのデータブロックは第 2 のブロックチェーン内のデータを反映(又はデータがリンク)できる。

若しくはハッシュ値を組み込むことで第1と第2のハッシュ値の出方が相互に変わり、データが絡み合うようにできる。第1と第2のプロックチェーンの要素が相互結びつく。

・(第1のチェーンの用いるハッシュ関数と、取り込ませたデータブロックと、連結順序がわかるとき、ブロックチェーンの各ブロックに現れるハッシュ値は推測されうる。

しかし、第2のチェーンのブロックのハッシュ値を第1のチェーンに組み込むと(フィードバックするように組み込むと)第1のチェーンに新規の要素(第2のチェーン要素)が追加され、ブロックチェーンの各ブロックに現れるハッシュ値は推測しにくくなるかもしれない。)

## 【発明の効果】

## [0033]

< 図 1 、図 4 B 等に記載の暗号化データの実行環境 3 0 C V M >

1 - 1 . スマートコントラクト内部に平文データと暗号化データを混在して記録させ、読取・実行・書込ができる。その結果OTP計算用キー変数やユーザ識別子など秘匿化したい情報を秘匿化できる。

1 - 2 . 例えばトークン、NFTを異なるユーザ識別子の間で取引する際に暗号化して取引できる。(但し復号鍵を利用可能な実行環境 3 0 C V M ・ 3 0 C V M U を持つサーバ 3 C 、ユーザ端末 1 A が必要)

或るユーザの或るトークンを、ユーザ識別子から除去し別のユーザ識別子に付与する管理者(振替機関)が存在する場合のトークンの保管振替をする場合にもユーザ識別子の秘匿化ができる。

1 - 3 . ソーシャルネットワーキングサービス等に用いる場合、ユーザ間でのコメントに 秘匿すべきデータがある場合は隠せる。

## [0034]

< 図 5 等に記載のブロックチェーンのデータ構造 3 0 D L R 2 >

2 - 1 . 第 1 のブロックチェーンに含まれる需要のあるブロックのみを残して、需要が少ない又はデータブロックに個人情報が平文のまま含まれるなどして削除要請のある場合に該当するデータブロックを削除又は磁気テープなど外部記憶装置にアーカイブしてノード端末 3 A から取り除きつつ、第 2 のブロックチェーンの存在により第 1 および第 2 のジェネシスブロックからのデータブロック間の連続性を検証できる効果が生じるかもしれない

20

10

30

40

2 - 2 . 図 5 等に記載の第 1 ・第 2 のブロックチェーンを持つデータ構造 3 0 D L R 2 は、コンテンツの記録に用いられるかもしれない。

例えば、ソーシャルネットワーキングサービス等で、ユーザ間でのコメントなどのやり取りを台帳に記録させていく際に、既存の台帳記録部30DLRでは一部ブロックデータを忘れさせるとチェーンの連続性が検証できなくなるかしれないが、

本願図5の30DLR2では一部データを削除したり忘れさせてもチェーンの連続性を検証できシステムは動作を継続できる。

ソーシャルネットワーキングサービスSNS等で、事情によりユーザ間でのコメントの削除が必要な場合、ノード端末3Aの30DLR2のクライアントソフトウェアに削除すべきコメントの含まれるデータブロックを削除可能になる。

2 - 3 . 図 5 等に記載の第 1 ・第 2 のブロックチェーンを持つデータ構造は、分散型台帳システムのほかに、学習データを最新のデータブロックに格納し学習しつつ、指定した条件に該当するデータブロックを忘れることのできる、機械学習を行う人工知能システム・人工知能の学習データの記録部・データベース部に利用できうる。図 9 はその説明図である。

### [0035]

- ・図9の例ではデータセット・学習方法・処理部が改竄耐性や透明さをもった AIにつながる。
- ・また過去に学習したことを忘れたり、過去に学習したことと同じことであると判定する記憶部・処理部・コンピュータシステムの構築につながる。(機械学習のプロセス / データ / モデル作成方法などを透明化する必要性がある場合にプロックチェーンの利用が提案される。
- ・そしてブロックチェーンを利用する場合に、人工知能システムが稼働する限り、学習データを(シングルチェーン式である)従来のブロックチェーン部30DLRに取り込み続けてデータ量が増加し続けてしまうが、本願提案の30DLR2であれば重複するデータや時間経過したデータ、需要のないデータのブロックは削除でき、人工知能AIを搭載したコンピュータ・装置、ロボット、家電等、生産機械等、輸送機器等の記憶域・記憶量低減に役立つかもしれない)
- ・ブロックチェーンのジェネシスブロックから次々にデータブロックに学習データを学んでいったAIは、その学びの工程を、ブロックチェーンのデータブロックから第三者が解析できる。どのように学習させれば再現性のあるAIになるかのAIの学習・成長・動作の解析に役立つかもしれない。

## [0036]

# <図9の説明>

図9の30DLR2には人工知能システム4である自動車4CARの入力装置104により入力元4INをセンシングあるいは取得したデータ(若しくは、通信装置102により得たデータ。前記装置102がネットワーク20に接続されているときインターネットを介して他の電子計算機端末と通信を行い得たデータを含む)が30DLR2のデータブロックに図5(図5から図8)のように記録される。

その後、記憶部と処理部は入力元4INやその他設定されたデータ・学習データ等に基づき、人工知能としての応答を出力結果40UTとして、出力装置105や通信装置102を用いて行う。

## [0037]

機械学習ソフトウェア部30STUDYと、機械学習処理部31STUDYに従って機械学習を行う。学習データは30DLR2に記録する。

学習データの各ブロックのデータ需要記録部30DEMANDに各データブロックの利用頻度を記録する。例:データブロックやデータブロック内のコントラクトアドレスに帰属する関数等トランザクションが呼ばれた数等。(需要記録部に改竄耐性が必要な場合、需要記録部30DEMANDはブロックチェーン構造を持つ記録部に記録してもよい)

前記部分(図9の機械学習ソフトウェア部30STUDYと、機械学習処理部31ST

10

20

30

40

UDY、30DEMAND、31DEMAND・FORGET等)は例えばヒトの頭脳で刺激を受け記憶した情報に関連する部分(生物の特徴を機械にて模倣しようとする部分)である。ヒトやサルなど生物がよく覚えるように回数を重ねトレーニングしたとき(或いは恐怖を覚え強い刺激を受け記憶したとき、欲求に従い強い刺激を受け記憶した等のとき)に脳が刺激を得てその事柄を強く記憶させるような処理部を、コンピュータで再現しようとする処理部・記憶部・ソフトウェア部である。(また需要がない・時間経過したがデータ利用のないデータブロックを忘れようとする部分である。)

学習データを需要によって保存または削除する処理部31DEMAND一FORGETは、需要記録部30DEMAND又は削除すべき・忘れるべきデータの記録部30DEMANDを用い、削除又は忘れるべきデータブロックを記憶装置から削除する。

前記データの記録部30DEMANDは、データブロックの利用頻度情報の他に、例えば人工知能システム4の管理者が削除すべきであると判断する情報(例:個人情報、プライバシー情報)や管理者が指定する年数・時間を経過した情報でもよい。

(本願では古くなったデータブロックの削除を行い、ヒトが時間経過により記憶したことを忘れる現象や、睡眠時に記憶の整理をする現象をコンピュータにて再現しようとする。)

## [0038]

図9の用例ではブロックの連結はシステムの制御部で行われる。分散型台帳システムの複数サーバ群が投票等の工程を得て合意形成する図1や図2の場合とは異なる。

・1個体のロボットや無人機、ドローン、自動車・飛行機・輸送機器の記憶装置に30D LR2を含む場合を図9に記載している。

・例えばオフラインになるかもしれない自動車の人工知能システム4CARがあって、4CARには機械学習のための処理部と記憶部、入出力装置、通信装置があって、記憶部に30DLR2を備えさせる場合は、DLSのようなネットワーク20を介した合意形成は無くてもよい。(但し複数のノード4SEVERからなるコンピュータネットワークシステムを人工知能システム4とする場合、ブロックチェーン部30DLR2においてブロックデータの連結のための合意形成・コンセンサスに関する処理部・機能部は必要である。)

### [0039]

< 第 1 ・第 2 (第 n ) のブロックチェーンに記録されるハッシュ値 a n h 、 s A n h とデータブロックを要約する値 a n h 、 s A n h について >

図5(b)の例では30DLR2-1STの3つ分のブロックハッシュを30DLR2-2NDの1プロックに格納する。前記3つ(整数m=3)に限定せず、所定の整数mを(ブロックチェーンのクライアントソフト、ノード用ソフト30DLSC)に設定し、又はノード端末間の投票により前記整数mを決定し、30DLR2-1STの前記m個のブロックハッシュを30DLR2-2NDの1ブロックに格納してよい。

例えばm = 1 0 0 とし、mを1つ増やすための時間(Anが1ブロック増加するための時間)が5 秒であれば、m = 1 0 0 の条件は、5 0 0 秒分の時間にanに連結された時に、計1 0 0 個の各ブロックデータのハッシュ値を s Anの1つのデータブロックに格納し第2のブロックチェーンに連結する。

Anについて前記mを1つ増やすための時間が5秒のとき、10時間ごとにSAnを増やす場合はm=7200で、後述の図10の用途において10時間ごとに残高の控えをSAnに取る系では1ブロックに7200個の各ブロックハッシュ値と、その区間でのユーザーの残高の終値を記憶する。(トランザクションのあった全ユーザの最新の残高を記憶してよい)

#### [0040]

図 5 ( b )のブロックチェーンに記録されるハッシュ値 a n h ・ s A n h はデータブロック a n ・ s A n を基にしてハッシュ関数に入力して得る。

前記ハッシュ値anh・sAnhはデータブロックan・sAnを要約したものであり、anh・sAnhはデータブロックan・sAnを要約したデータである。

10

20

30

40

図5(b)のanh・s Anhはデータブロックan・s Anの特徴を表す(特徴を要約した)フィンガープリントデータ又は要約データ又は特徴データand・s Andを含んでよく、特徴抽出プログラムを用いて、対象となるコンテンツから前記特徴データを抽出しanh・s Anhとともにデータブロックに保存・記録してもよい。(例えば図5(b)のa4に記録されたa3のハッシュ値a3hとa3の特徴データa3d。)

[ 特徴抽出プログラムを用いて、対象となるコンテンツから前記特徴データを抽出し、前記特徴データを用いて動画サイト・動画閲覧サービスで提供とする動画データ内に違法なコンテンツを検出する事は公知である。(例:NTTデータ社のサービスhttps://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2010/081600/ 2022年10月16日閲覧、インターネット)]

(and・s Andがハッシュ値と同等に改ざん検知に利用可能なデータならばそれをハッシュ値anh・s Anhの代わりに用いることも考えられる。)

#### [0041]

データブロックには機械学習に必要なデータが格納されうる。

- ・教師あり学習における学習データと学習データに対応する人間が付けた正解のラベルデータ・アノテーションが含まれていてもよい。
- ・教師なし学習で用いる学習データと、学習データに正解を与えず特徴量や規則性や相関性、特徴、特異性、傾向等を解析させる処理手続き・プログラムが含まれていてよい。該処理手続き・学習データには自然界の法則(物理法則、自然科学の法則)を記憶させていてもよい。ヒトや社会に関する内容、例えば各国の法令、法令を守るための処理手続き等、機械が人間の社会であっても守るべきデータを記憶させていてもよい。(例えば取り扱えない画像については黒塗りにする処理手続き等)

## [0042]

コンテンツは音声データと映像データが含まれうる。センサにより学習元4INをセンシングしたデータも含まれうる。

特に図9の利用例で自動車4CARや無人機4DRONE、ロボット4ROBOTが30DLR2を用いる場合、特徴データAnd・sAndを特徴抽出プログラムを用いて、4CAR等の移動時に外界(道路上を歩く人々の振る舞い、自動車や自転車の走行状況、道路上の音声)をカメラ又はセンサで撮影・センシングした動画データ・センシングデータから前記特徴データを抽出しanh・sAnhとともにデータブロックに保存・記録してもよい。

そして前記記録したデータを 3 0 S T U D Y 、 3 1 S T U D Y を用いて機械学習を行い、 学習後に保存すべきデータが生じた場合は 3 0 D L R 2 に記憶する。

人工知能システム 4 でもある自動車 4 C A R 等は機械学習を行いながら、 4 の外部の系である学習先 4 I Nをセンシングし、 3 0 D L R 2 に記憶された情報をもとに、応答 4 O U Tを行う。

## [0043]

# <図10の説明>

トランザクションデータ、アドレス型データ、未使用トランザクションアウトプットUTXOデータ(インプットデータ・アウトプットデータ)を第1のブロックチェーンデータに格納し、前記第1のブロックチェーンデータと第2のブロックチェーンの最新ブロック時点でのアカウント・口座型データを第2のブロックチェーンの最新のブロック SAN(図ではSA2)に格納する場合を図10に示す。第2のブロックチェーンのハッシュ値を格納する第3(第n)のブロックチェーンを備えてもよい。

#### [0044]

< ブロックチェーン以外の30DLR>

本願で主張する図1や図4Bや図4C等で主張する実行環境30CVUを用い、分散型台帳の記録部30DLRの記録内容の一部を暗号化し復号して利用する場合、30DLRはブロックチェーンによる方式のほか、非対称暗号と暗号的にリンクされたデータブロックを用いてもよい。有向非巡回グラフ等のデータブロック・データのまとまりが連結され

10

20

00

40

ている有向グラフであってもよい。

図5の(b)に記載の、第1のブロックチェーンと第2のブロックチェーン(及び必要によっては第3、第nのブロックチェーンを持つデータ構造・データ構造体)の概念を考慮すると、30DLR2の第1のブロックチェーンがブロックチェーンでないデータ構造体の場合(例えば非対称暗号と暗号的にリンクされたデータブロック、有向グラフ、有向非巡回グラフであるデータ構造体anの場合)、30DLR2がある時間にm個連結されたデータブロックのハッシュ値・要約値・フィンガープリント・特徴データを格納する別途形成される別のデータ構造体sAnを含みうる。

#### [0045]

<図面説明>

< 図 1 > 分散型台帳の記録部の暗号データについて復号を行いプログラムを実行するプログラム実行部 3 0 C V M · 3 0 C V M U の説明図

<図1A>ユーザー端末アクセスを受けて、実行環境30CVM(仮想機械30CVM)と平文読み取り仮想機械PVMが台帳データ部30DLRにアクセス可能であって、前記30CVMが暗号化データを含むブロックデータの暗号化データを復号しスマートコントラクトとして実行することを示す説明図(前記平文読み取り仮想機械PVMはイーサリアムにおけるEVMが実現されている例)

(もしくは、図1Aは2つのスマートコントラクトを実行するための仮想機械を含むシステムの説明図。前記2つの仮想機械のうち、片方は平文をブロックチェーン部に書き込みする仮想機械PVMであり、他方は暗号化されたデータをブロックチェーン部に書き込む仮想機械CVMである。)(図1Aのシステムはブロックチェーン部について通常は仮想機械PVMにより他社からも平文や暗号化されたデータを読みだせる。暗号化データを復号して読み取るには仮想機械CVMに暗号データの復号鍵を入力等して閲覧する)

図中のBDCn:暗号化・符号化・秘匿化されたデータを含むデータ、データブロック、トランザクション(nは整数)、BDPn:平文データを含むデータ等(nは整数)

< 図1B>実行環境30CVMU(仮想機械30CVMU)と平文読み取り仮想機械PVMによる暗号データを含むブロックデータからの暗号データの読み取り・復号・データ実行・戻り値生成・データの台帳への書き込みの説明図

(または、図1Bは図1Aの場面でユーザ端末に仮想機械CVM類似機能を含む場合の説明図。図1Aのシステムで仮想機械PVMにて暗号化したデータをブロックチェーンに書き込み、その後利用したいときに仮想機械PVMにて暗号化データをブロックチェーンからそのまま読み取り、ユーザ端末に暗号化されたスマートコントラクトを含む暗号データを一時記録させたのち、ユーザ端末に搭載された暗号化データ復号部とスマートコントラクト実行部を用いてスマートコントラクトを実行してもよい。)

<図2>本願で用いるコンピュータとコンピュータネットワークの例

<図3A>暗号化データを含むデータ30DLR―DATA内の、暗号化データ本体30DLR-CDATA-BODY及びその付属データと暗号化の開始部分30DLR―CDATA―PEの説明図(暗号化データ30DLR-CDATA―PEの説明図(暗号化データ30DLR-CDATA-BODYを30DLRから選択・識別・区別し選び取るための部分の説明図)

< 図 3 B > 暗号化データ 3 0 D L R - C D A T A - B O D Y を 3 0 D L R から選択・識別・区別し選び取るための部分の説明図

< 図3 C > サービス提供サーバ3 C (例えば O T P 認証の O T P 生成・認証や認証後のサービスを提供するサーバ3 C )とユーザ端末1 A とノード端末3 A (3 A の 3 0 D L R)は、ユーザ端末1 A の要求によって、3 C が3 A から得た暗号化データを復号し、O T P 認証などのサービスを提供する場合の説明図

< 図 4 A > ウェブアプリ式実行部 3 0 C V M U による O T P 認証時の電子計算機接続図 2 0 — 1 A 3 D はインターネットのような通信経路 2 0 が使えず、ユーザ端末 1 A がオフライン対応型認証端末 3 D と通信したいときの通信経路 2 0 — 1 A 3 D (有線式・無線式の通信経路)

10

20

30

40

< 図 4 B > ウェブアプリ式実行部 3 0 C V M U による O T P 認証時の O T P 生成・計算に関する本願の実施例

1.ウェブページ・ウェブアプリのサービスを行うサーバ端末3C・3Dが、

ユーザ端末1AにOTP計算アルゴリズムを含むOTP生成ソフトウェアつきウェブページ・アプリ30CVMU - APPを送付し、

2. ユーザ端末は30CVMU-APPを受け取り、記憶し、実行し、

3.30 C V M U - A P P はユーザの 3 0 D L R にアクセスする秘密鍵情報 F 4 B - 2 や、秘密鍵を用いた署名処理と、ユーザの持つトークン番号(O T P トークンの個体番号)及びその他引数の入力や処理を受け、 3 0 C V M U - W 3 J を用いて 3 0 D L R より暗号化データを含む情報 3 0 D L R - D A T A、(これには次が含まれる・・・F 4 B - 2 4:暗号化されたキー値 C K C・暗号化された関数 C f p 等、及び、F 4 B - 2 5:平文データ、T I D A、B n、等)をユーザ端末にダウンロード・記憶する。

4.暗号データ復号部F4B-10にて暗号化データを復号化する。F4B-10に関連して平文データと暗号化データ間、或いは暗号化鍵の異なる暗号化データ間を区別する識別情報が30DLR内に備えられ、前記識別情報を用いF4B-10やF4B-26の機能部で識別・検知し、F4B-26のように平文データ・暗号データの振り分けを行ってよい。

5 . 暗号化データを復号鍵 F 4 B - 9 にて復号し、復号データ F 4 B - 1 1 を得る。

6.復号後データF4B-11(CKCを復号して得たKC、Cfpを復号して得た関数 fp等)、平文データF4B-12(ブロック番号Bn、トークン番号TIDA等)をOTP計算部F4B-15 に入力し、OTP計算をさせ、OTPを出力・生成させる(F4B-16)。その後、OTPを印刷物や表示装置に記録させ(F4B-6)、若しくはユーザ端末の記憶装置に記憶する(F4B-5)。 F4B-6にて、コンピュータが出力するOTPをユーザが手書きや撮影などして別の記録手段にOTPを記録した場合も本願の記録手段F4B-6とする。

アプリデータは改ざん検知手段やデジタル署名がなされていると好ましい。または改ざんされにくい媒体に記録されていると好ましい。例えば前記ウェブアプリ・アプリデータ30CVMU-APPはブロックチェーンのスマートコントラクトに記録されていてもよい。(ECMAScript部が改ざんされた場合、正しいOTPの計算・生成、ウェブアプリ動作が困難になるため。またアプリなりすましを防ぐにはアプリデータへの電子証明書等が必要。)アプリデータはSSL・TLS等により暗号化された経路で伝達されてもよい。

・前記ウェブアプリ・アプリデータは証明書・電子署名・HMAC・ハッシュ値などの等 改ざん検知できる手段を備えてよい。

< < 特願2021-004788との関連> >

特願2021-004788で主張された内容を本願で行ってもよい。特願2021-004788ではスマートコントラクトの実行部は本願で定義する平文の実行部30PVM(特にイーサリアム仮想機械)であったが、本願では暗号文の含まれるデータに対応する実行部30CVM、実行部30CVMUを利用することを提案している。

特願 2 0 2 1 - 0 0 4 7 8 8 ではO T P の計算時にO T P の表示期間・入力待ち受け時間を変える処理と、O T P の桁数・データ量を増減する処理が開示されているが本願でも例えば 3 0 C V M U の O T P 計算部 F 4 B - 1 5 に前記処理を行う部分を備えさせてよい。公知のO T P を利用するための処理を含んでよい。

図4Cや図4Bの場合、変数KCのみシークレットであるが(暗号化データCKCの形で隠されているが)、トークンIDやユーザ識別子Aはオープンにできるので、外部の人が例えばNFTの譲渡が起きたことは察知できる。ユーザ識別子Aを追加で隠す場合もある。

<図4C>ウェブアプリ式実行部30CVMUによるOTP認証時のOTP比較・検証・認証に関する本願の実施例

図4Bと同様である。

10

20

30

・図4Cでアプリは認証端末3C、3Dに備えられ、OTPの記録手段を用いてF4C-9に入力されたOTPについて

・図4Bではユーザ端末がOTPを生成するアプリをダウンロードし保有する秘密鍵を用 いて30DLRにアクセスし変数関数を呼び出してOTPを計算させる。

< 図 5 > 図 5 の ( a ) と ( b ) は、第 1 ( 3 0 D L R 2 - 1 S T ) と第 2 ( 3 0 D L R 2 - 2ND)のプロックチェーンについて、第2のブロックチェーンに第1のブロックチェ ーンのブロックのハッシュ値が含まれていることで、第1のブロックチェーンのブロック が削除されていても、前記ハッシュ値を含む第2のブロックチェーンによって、ブロック チェーンの連続性を検証可能にする事の説明図。

・第2のブロックチェーンのブロックハッシュを第1のブロックチェーンのブロックに組 み込んで第1と第2を相互に関連付け(リンク付け)てもよい。

図 5 の( c )は前記第 1 と第 2 のブロックチェーンに加え第 3 のブロックチェーンを備え (あるいは第3、第4、第5、・・・第nのブロックチェーンを備え)互いにハッシュ値 共有部(30DLR-SHA、30DLR-SHA-n)を有するときの説明図。

<図6>図6は図5のプロックチェーンデータにおいて、第1(30DLR2-1ST) と第2(30DLR2-2ND)のプロックチェーンについて、第2のブロックチェーン (30 D L R 2 - 2 N D ) に A 2 ・ A 4 のハッシュ値 A 3 h ・ A 4 h が含まれていること で、A2・A4のデータが削除されていても、A3h・A4hを含む第2のブロックチェ - ンによって、第2のブロックチェーンと第1ブロックチェーンの残されたブロック間で の連続性を検証可能にする事の説明図。

< 図 7 > 図 7 は図 5 の端末 3 A の説明部。 3 0 D L R 2 を用いる分散型台帳システムのノ ード端末3Aの制御部・処理部と記憶部の説明部。

<図8>図8は図5の第1および第2のブロックチェーンを連結する手順の一つの説明図

< 図 9 > 図 9 は図 5 のブロックチェーン記録部 3 0 D L R 2 を有するコンピュータ 4 又は 人工知能システム4、又はサーバ4SERVER、ロボット4ROBOT、輸送機器(4 CAR)、無人機(4DRONE)、農業機械(4AGRI)、生産用機械(4Prod uction)等の例。(必ずしもネットワーク20を利用しない装置の例)

図9に記載のコンピュータは入力元情報4INから学習用データを取得し、改竄耐性を 持つブロックチェーン型記録部30DLR2に学習用データ30STUDY-DATAを 記録させ、機械学習部(31STUDY)を用いた機械学習に利用する。

(機械学習には深層学習等公知の方法を用いてよく、学習データについても教師ありデー タなど公知の方法を用いてよい。)

学習後の学習データは、利用した頻度や新しさのデータ(需要データ30DEMAND )が学習データと対応するように付与され記憶装置に記憶される。

学習データは学習データを需要によって保存または削除する部分(31DEMAND-FORGET)と需要データによって30DLR2の第1のブロックチェーン部から削除 される。

データブロックを忘れさせる事により人工知能システム 4 が一度記録したことを忘れさ せるようにする。またシステムがデータを忘れたとしても、過去のハッシュ値又はデータ を要約する部分(a1h,a2h,a3h,,,,anh)が第2のプロックチェーンの データブロック(sA1,sA2,sA3,,,,sAn)に残ることにより、改竄の心 配なく、既に一度学習していたデータであることがわかる効果もある。)

<図10>UTXO型トランザクションデータやアカウント型のトランザクションデータ を第1・第2・・・第nのブロックチェーンを含むデータ記録部30DLR2に記憶させ る場合の説明図。

ここで第2(第3、第n)のブロックチェーンの最新のブロックsAnには第1のブロ ックチェーンの各アカウント毎の残高リスト又はユーザーのUTXOによる残高リストが 第2のブロックチェーンの最新のブロックSAnに記録される場合の説明図。

【図面の簡単な説明】

20

40

[0046]

【図1】分散型台帳の記録部の暗号データについて復号を行いプログラムを実行するプログラム実行部30CVM・30CVMUの説明図

【図1A】ノード端末3Aの暗号化データ復号機能付き実行環境30CVM(仮想機械30CVM)と平文読み取り型仮想機械30PVMの動作説明図

【図1B】ユーザ端末内実行環境30CVMUと平文読み取り仮想機械30PVMによる30DLRからの暗号データの読み取り・復号・データ実行、及び30DLRへの書き込み説明図

【図2】本願で用いるコンピュータとコンピュータネットワークの例

【図3A】暗号化データ30DLR-CDATA-BODYを30DLRから選択・識別・区別し選び取るための部分の説明図

【図3B】暗号化データ30DLR-CDATA-BODYを30DLRから選択・識別・区別し選び取り、暗号化・復号するための処理説明図

【図3C】サービス提供サーバ3Cが3Aから得た暗号化データを復号し、OTP認証などのサービスを提供する場合の説明図

【図4A】ウェブアプリ式実行部30CVMUによるOTP認証時の電子計算機接続図

【図4B】ウェブアプリ式実行部30CVMUによるOTP認証時のOTP生成・計算に関する本願の実施例

【図4C】ウェブアプリ式実行部30CVMUによるOTP認証時のOTP比較・検証・認証に関する本願の実施例

【図5】第2と第1のブロックチェーンを備える記録部30DLR2の説明図。

【図6】図5の30DLR2において、第1ブロックチェーンの一部が削除されている場合に、第2のブロックチェーンと第1ブロックチェーンの残されたブロック間での連続性を検証可能にする事の説明図。

【図7】図7は図5の処理をするノード端末3Aやコンピュータ又はサーバ3C・3D、 人工知能システム4等の処理部・記憶部の説明部。

【図8】図8は図5の第1および第2のブロックチェーンを連結する場合の手順の例の説明図。

【図9】図9は図5のブロックチェーン記録部30DLR2を有するコンピュータ4又は 人工知能システム4等の例。

【図 1 0 】U T X O 型トランザクションデータやアカウント型のトランザクションデータを記録部 3 0 D L R 2 に記憶させる場合の説明図。

【発明を実施するための形態】

[0047]

本願で実行部30CVM・30CVMUを実施する場合には、図1、図1A、図1B、図2や図4A、図4B、図4Cに記載のコンピュータ、コンピュータネットワーク・システム、コンピュータ処理部と記憶部を用いる。

また、本願主張の記録部30DLR2については図5の(b)や(c)の構成を用いる。

# 【実施例1】

[0048]

本願は、実行部30CVMU・30CVMUをユーザ端末1A、サーバ3C・3D、ノード3Aに備えさせることにより、分散型台帳部の記録部に記録された平文データと暗号化データ混合したデータから暗号化データを復号可能にする。

実行部30CVMU・30CVMUに関しては代表的な説明図は図1、図1A、図1B、図3A、図3B、図4A、図4B、図4Cである。

[0049]

< 平文と暗号化データ(及び暗号化データ同士)を区別し復号・実行する部分 > 本願は、前記データ台帳の記録部30DLRと、

30 D L R に記録されたデータ30 D L R — D A T A を読み取る30 P V M と、

図3Aに記載の前記30DLR—DATAに含まれる、

20

10

30

40

暗号化の開始部分30DLR—CDATA—PSと、

終了部分30DLR—CDATA—PEを表現する、

暗号化区間識別子を検出する検出手段、

又は暗号化部分を指定する部分(30DLR—CDATA—PS・PE、

30DLR—CDATA-ADDRESS、

30DLR—CDATA - ANNOTATION)と、

図3B等に記載の前記検出手段により暗号化部分を解析・認識し、

暗号化部分を選び取る処理F3B2と、

前記暗号化区間に記録された

暗号化データ 3 0 D L R - C D A T A - B O D Y を復号する手段、

又は前記手段として処理部F3B3、処理用の鍵F3B4、鍵計算手段F3B5 と、前記復号する手段により、

暗号化データを復号して得られた復号データF3B9を得て、

前記復号データを命令として実行する、

実行部 3 0 C V M ・ 3 0 C V M U ・ F 3 B 1 3 と、を備えているコンピュータ(前記コンピュータはノード 3 A でもよく、好ましくはユーザ端末やサーバ 3 C ・ 3 D ) に、

分散型台帳システムの台帳データ部に含まれる、暗号化データを復号し実行させる、仮想機械又は実行環境又は実行部30CVM・CVMUを提案する。

前記実行部30CVMU・30CVMのサービス例としてOTP認証サービスがあり、図4B、図4Cに記載のOTPの生成や認証サービスを行う。

## [0050]

前記30CVMはユーザ端末の記憶部・処理部を用いて形成される実行用ソフトウェア30CVMU(アプリ・ブラウザ・ウェブページ・ウェブアプリ、30CVMU-APP)でもよい。

3 0 P V M とは具体的にはイーサリアムにおけるイーサリアム仮想機械 E V M であり、本願では前記 E V M との互換性持ちつつ、暗号化データを扱うために、3 0 P V M で 3 0 D L R のデータを読み取らせた後に引き続き 3 0 C V M 、3 0 C V M というプログラム実行部に前記データを入力させ、入力されたデータに暗号化データがある場合には復号し復号されたデータを実行または利用する。

## [0051]

<<ウェブブラウザベースの暗号化データ復号機能付き実行環境>>

3 0 C V M U の一つとしてウェブブラウザでの実行環境 3 0 C V M U - H T M L J S でもよい。

図4A・図4B・図4Cにウェブブラウザのウェブアプリ実行部30CVMU-HTMLJSを用いる場合の電子計算機の接続図や、動作例としてワンタイムパスワードOTPを計算し生成・出力する実行環境と、入力されたOTPを比較検証し認証する実行環境の動作の流れ図を記載する。

図4A・図4B・図4Cの構成では前記EVMをブロックチェーンの記録部の暗号化データ交じりであってもよい平文読み取り用実行環境(第1のプログラム実行環境)として用い、暗号化データ解読部を持つウェブブラウザのウェブアプリ実行部30CVMU-HTMLJSを第2のプログラム実行環境に用いている。

## [0052]

図4B・図4Cでは30CVMUの具体的な形態として、ウェブブラウザでの実行環境30CVMU-HTMLJS(30CVMU-APP)内部にECMAScriptの形でブロックチェーンからOTP計算用の変数KCの暗号データCKCやトークン番号TIDA、ブロック番号Bnを呼び出す処理部を持ち、

前記CKCは復号鍵にて非対称鍵暗号又は対象鍵暗号にて復号されデータKCを得て、前記30CVMU-HTMLJS内部ECMAScriptのOTP計算手続き・アルゴリズムに従い、前記変数の群KC、TIDA、Bnをハッシュ関数或いはOTP計算用関数に入力する。

10

20

30

40

図では、OTPを計算しOTPを生成出力する場合(図4B)と、

入力されたOTPを検証認証する場合(図4C)が実施例1として提案される。

(図4B、図4Cでは、ハッシュ関数fhに変数CKCを復号鍵により復号して得た変数KCやトークン番号TIDA、ブロック番号Bnを入力し、ハッシュ値を求める等の処理を経て、OTP計算する。)

## [0053]

本提案では、ウェブアプリ30CVMU-APP(或いはダウンロードされたオフライン駆動するローカルなHTML・JSファイル・EXEファイル等実行可能形式)等の形で用いてもよいが、30CVMU-APPのハッシュ値や作成者の電子署名情報30CVMU-APP・SIGNを含んでよい。30CVMU-APPと30CVMU-APP・SIGNが別のブロックチェーン(或いは改竄検知できる媒体、リポジトリ)に記憶され、ユーザがダウンロードするなどしてユーザ端末にて利用してもよい。第2実行環境のソフトウェアデータは改ざんされていないことが好ましく、ファイル作成者の身元(ファイルの出所)が分かる手段が付与されていてもよく、電子署名、デジタル署名、HMAC、ハッシュ値などでウェブアプリ・第2実行環境30CVM・30CVMUやその作成者の正しさ・真正性を検証できると好ましい。

#### [0054]

第2実行環境はユーザの秘密鍵を管理してもよい。例えば第2実行環境はウォレットソフトウェアの形態でもよい。

第2実行環境30CVM・30CVMUは復号鍵を備えてもよい。第2実行環境は復号鍵の入力・出力ができてもよい。秘密鍵や復号鍵を耐タンパ性のある記憶装置に記憶していてもよい。

可能ならば秘密鍵や復号鍵は耐タンパ性のある記憶域に記憶・記録されていると好ましい。

#### 【実施例2】

## [0055]

本願は、ブロックチェーン記録部30DLR2を用いて、第1のブロックチェーンのブロックデータが消去又は忘れられていても、第2のブロックチェーンに第1のブロックチェーンのハッシュ値・特徴データが記憶されていることにより、30DLR2のデータの連続性を検証する事を可能にする。ブロックチェーン記録部30DLR2の説明図は図5、図6,図7、図8であり、30DLR2を利用するシステムの説明図は図9である。

#### [0056]

<一部ブロックを消去する機能>

暗号化されたデータを含むブロックはその中身が秘密になり、その中身が誰かにとって必要なデータか、D S攻撃で蓄積したデータかを区別できない。そこで本願ではプロックチェーンの古いブロックを忘れる機能が必要であると考え考案する。本願のブロックチェーンデータ構造はデータブロックの一部を消去する(忘れられる機能を持つ)分散型台帳技術用に提案しているが、その用途に限らず改ざん検知可能なコンテンツデータや人工知能の記憶域にもちいてもよい。

## [0057]

< 3 0 D L R 2 の人工知能システム 4 への利用(図9) >

・人工知能が学習していく際にその記憶した内容がブロックチェーンのように過去から未来にわたり連結され学習していくことで、人工知能が学習していく際のデータの蓄積が第 三者から追えるようにできる。

(例えば人工知能の学習の過程を外部から解析する際にブロックチェーンのブロック連結にしたがって学習データをため込んでいくので、どのデータブロックの学習結果が処理改善に寄与しているかを検証できるかもしれない。)

- ・また本願のブロックチェーンのデータ構造30DLR2では第1のブロックチェーン上のデータをノード端末3A・システム4から忘れてもよい。
- ・記憶領域や外部との通信に制限のある輸送機器や家電に搭載されたコンピュータノード

10

20

30

40

3 A に基づく A I であっても、その処理系はデータを忘れることができ、忘れることで記憶領域を再度確保し、再度学習に用いることができる。

#### 【実施例3】

#### [0058]

〈実施例3〉図10は30DLR2において、第2のブロックチェーン部に第1のブロックチェーンの指定ブロック数毎のNFT・FTやデジタル資産、証券データ、デジタル通貨、分散型台帳の手数料トークンの各ユーザの残高リストを記録できる部分を備えさせた実施例である。例えば1分ごとにデータブロックが蓄積する第1のブロックチェーン内のブロックデータが失われていても、例えば1時間・1日・1年毎にデータブロックの蓄積する第2のブロックチェーンには前記時間毎に残高データが記録されており、取引残高がバックアップされる。

#### [0059]

<トランザクションタイプ>

本願の実施においてトランザクションタイプは、UTXOベーストランザクションやアドレス・アカウントベーストランザクションでもよい。

<アドレス・アカウントベーストランザクションとアカウント暗号化利用>

NFT、OTP機能付きなどのNFT、FT、ユーティリティトークン、ガバナンストークン、セキュリティトークンの保管、流通時に、前記30CVMUーHTMLJSのような暗号化に対応する実行環境を用いることで、トークンの内部プログラムを秘匿化し、スマートコントラクト内に記録されたユーザ識別子とトークン番号・トークン保有関係を暗号化して秘匿化する。

#### [0060]

例えば代替不可能なユニークであるNFTを誰が購入し、誰に譲渡されていったか追跡 することを管理者以外には把握しづらくする必要があるかもしれない。

・或るスマートコントラクトがトークン持ち主の名簿(又は株式名簿)のようなユーザ識別子(名義)とトークン番号の対応を記録し、株式の数はユーザ識別子に帰属するトークン番号の数を数え上げ調べる、株式名簿型スマートコントラクトがある場合、あるトークン番号に対し割り当てられているユーザ識別子が暗号化されたデータA - CRPTがブロックチェーンのブロックデータに記録されており、

前記30CVMU-HTMLJSのような暗号化に対応する実行環境と復号鍵/暗号化鍵と、前記データA-CRPTを用いて、ブロックチェーンの記録されたブロックデータに対し読取と復号を行いユーザ識別子Aを得て、ユーザ識別子Aがどのトークン番号・IDのトークンを保有しており、それを誰に送信するかを処理させ、処理結果を暗号化しブロックチェーンの(最新の)ブロックデータに書込を行い、暗号化されたデータを取り扱う事を提案する。

#### [0061]

<UTXOトランザクションと暗号化利用>

本願において、前記30CVM・30CVMU、30DLRや30DLR2を用いる系では、30DLR、30DLR2に格納されるトランザクションタイプは、UTXO型、アカウント型どちらも可能であり、制限されない。(UTXO:未使用トランザクションアウトプット)データ構造はブロックチェーン型、DAG型の分散型台帳でもよい。前記30CVMU等暗号化データ実行環境を用いる系は、ブロックチェーン型のほかにDAG型を用いてもよい。

## [0062]

< 匿名性 > データの匿名性を保つために本願実施例 1 の方法を用いて、情報の一部を暗号化し秘匿化してよい。(例:トークンの保有者のユーザ識別子、トークンID、残高等)トークンの保有主となるユーザ識別子を暗号化して記録する事により、ユーザのプライバシーを守る。トークンの異なるユーザ間での交換や、トークンの割り当て時にユーザ情報を秘匿化する。

## [0063]

50

40

30

<保管・振替>コントラクトを管理するユーザ端末からコントラクトを操作し、或るトークン番号のトークンを或るユーザ識別子Aから除去し、別のユーザ識別子Bに付与するというトークンの振替(保管振替)を、ユーザ識別子を隠しながら行うこともできる。

実施例3は実施例1と実施例2を組み合わせた例でもよい。

#### [0064]

< < 実施例1のその他事項> >

< 秘匿化・暗号化・符号化 > 本願はブロックチェーン部又は分散型台帳システムの台帳データ部を部分的に暗号化・符号化・秘匿する方法に関連する。具体的には暗号化されたブロックチェーン上のデータを読み取って実行する実行環境30CVM・30CVMUを提案する。

実行環境30CVMは暗号化されたデータを復号する手段と復号する鍵又は鍵の入力部を備えてよい。鍵はユーザ端末1Aから入力されてもよいし、実行環境30PVMに備えていてもよい。

## [0065]

図3Cでは、例えば実行環境(30CVMU)がユーザ端末1Aのフロントエンド部・ウェブブラウザで表示利用されるHTML、ECMAScript)に含まれる場合に、バックエンド部F3C3(PHP言語、Python言語、Ruby言語等により記述されたプログラムが動く環境・各サービス提供会社システム・分散型台帳システムによる環境)は、サーバ端末3C又はサーバ端末3Cと接続された他のサーバ3A・3Dに接続されていてよい。(図では3Cは3Aと接続されており、3Cは30DLRのデータを呼び出す。)

#### [0066]

図4B、図4Cが本願で主張する具体例である。

例えば、特願2021-004788等に記載のスマートコントラクトをハッシュ関数とその引数となるキー変数を用いてOTPを計算させる手法が考案されており、キー値として、変数KCと、時間により変わる変数としてブロック番号Bn、OTPを生成する生成器の製造番号に相当するトークンID変数TIDAをハッシュ関数fhに代入し、fh(Bn、TIDA、KC)を計算し、OTPを計算する。

- ・本願では暗号化(後述の耐量子暗号の暗号化でもよい)を行う事でOTP計算時のキー値を秘匿化できる。
- ・また既存のEVM等でスマートコントラクト実行・変数・データ読取処理の後に30C VM・30CVMUにて処理をするので、既存システムに対し互換性を有する。

# [0067]

前記変数KCを暗号化してCKCとし、ブロックチェーン部にCKC記録させた後、前記暗号化データを読み取り、30CVM・30CVMUにてOTPを計算させる方法として、以下の手順を考案する。

- ( 1 ) ブロックチェーン部から 3 0 C V M ・ 3 0 C V M U に、次の 3 つの変数を読み取る
- 1.変数 B n、2.変数 T I D A、3.暗号化された変数 C K C (鍵 K C を暗号化して得た鍵 C K C)
- (2)実行部30CVM・30CVMUで復号する。

暗号化されたデータ30DLR-CDATAである変数KC(鍵CKC、)を、

復号鍵(フロントエンド部に記憶された復号鍵、記録手段または端末3A、端末3C、端末3D等に記憶された復号鍵)によって、復号し、鍵KC(変数KC、データKC)を得る

#### (3) ОТР計算部に入力し計算する

変数 B n、変数 T I D A、復号された鍵 K C・変数 K C を、 E C M A S c r i p t の処理 手続き内のハッシュ関数、 O T P 計算部に入力し、 O T P を計算させ、計算結果・処理結 果(計算された O T P)を、ユーザ端末 1 A の記憶装置に出力を行う。 計算結果(O T P)をユーザ端末 1 A と通信可能な端末、サーバ端末 3 C に送信し出力してもよい。出力

10

20

30

40

装置を用いて紙などに印刷し、ディスプレイに表示し、(音声出力・点字出力・画像出力等、人に伝える為の出力方法で)出力したOTPをユーザが確認し記録媒体に筆記して記録し、又はNFCタグなどに記録させ、若しくは通信により別の装置に伝達してもよい。

#### [0068]

暗号化に関して対称鍵・共通鍵暗号化と非対称鍵・公開鍵暗号化のいずれを用いてもよい。復号鍵30CKEY(F3B5、F4B-9)は耐量子暗号技術で用いられる暗号化鍵/復号鍵でもよく、非対称鍵・公開鍵暗号化でもよい。また対称鍵・共通鍵暗号化でもよい。共通鍵方式ではAES、公開鍵方式ではECDSA、RSA等がある。

### [0069]

本願では、非対称鍵暗号・公開鍵暗号のうち耐量子性のある耐量子公開鍵暗号技術を用いてよい。(耐量子公開鍵暗号技術:公開鍵暗号技術の中でも、量子コンピュータが苦手とすると考えられている問題を基に暗号アルゴリズムが設計されているもの。)

・前記耐量子公開鍵暗号技術のうち格子問題を用いる方式(CRYSTALS等)がある。(CRYSTALS:Cryptographic Suite for Algebraic Lattices)

・本願でも格子問題を用いた(ラティスベースの)非対称鍵・公開鍵暗号化を用いて、ブロックチェーンのブロック内に記録されたデータが暗号化されていてもよい。ハッシュベースの非対称鍵・公開鍵暗号化でもよい。(NISTはラティスベースのCRYSTALS・KYBER、CRYSTALS・Dilithium、FALCON、ハッシュベースSPHINCS+方式を候補として発表している。)

#### [0070]

本願でOTP認証用のキーとなる変数・データのKCやそれを暗号化したCKCは、データサイズが大きくないことを期待しており(例えば32バイトの数倍の量)、先のキー値においてはデータ量が少ないことから耐量子暗号により暗号化・復号するための処理時間が短い事を期待する。

# [0071]

< < 実施例2のその他事項>>

<所定期間経過後のデータブロックの破棄>取引履歴などの秘匿化・台帳データの削減のため、或る指定時刻を経過した時に過去の一部のデータブロックが削除されていても、ブロックチェーンの連続性を示すことのできるブロックチェーン構造を提案する。所定期間経過後のデータブロックの削除・消去・忘却可能な方式を提案する。

例えば最新のブロックに対して 7 年経過後のブロックチェーン内データブロックを削除可能(及び平文では参照不可能)にしつつ、ジェネシスブロックから最新のブロックまでの連続性を検証できるブロックチェーン構造を提案する。

## [0072]

<所定期間経過後のデータブロックの検索>所定期間経過後のデータブロックを検索しない仮想機械・実行部を提案する。所定期間経過後のデータブロック内のアカウントのトランザクション頻度・利用頻度に応じて、データブロックを検索する / しない仮想機械・実行部を提案する。所定期間経過後の暗号化されたデータブロックを検索する / しない仮想機械・実行部を提案する。

#### [0073]

< < 実施例3のその他事項> > 秘匿化データの発信者を知るための策(1)と、暗号化データが蓄積し台帳部データが増大した場合の策(2)を提案する。

## [0074]

(1)暗号化データへのアドレス等データ付与

アドレス情報・識別子情報30DLR―CDATA-ADDRESSや、暗号化データの取り扱いのための情報30DLR―CDATA-ANNOTATIONを、暗号化データ30DLR-CDATA-BODYに夕グ付けして配置・記録してもよい。30DLR―CDATA-ANNOTATIONは電子署名やハッシュ値、MAC等、秘匿化・暗号化されたデータ30DLR-CDATA-BODYの証明書データ・検証用データにまつわ

10

20

30

40

るものでもよい。

本願は特願2021-004788におけるOTP認証用のOTP生成コントラクトとOTP認証部の内部変数・関数を秘匿化したい意図がある。しかし発明者としてはコントラクト作成者の情報まで暗号化して隠す想定はしていない。

例えばOTP生成トークンのスマートコントラクトのコントラクトアドレスやそれをデプロイしたユーザー識別子(コントラクトオーナーのユーザ識別子)を、暗号化データとともに記憶し、暗号化データの作成者や暗号化データそのものの識別子を記憶できれば好ましいと考える。

### [0075]

例えばコントラクトアドレスやコントラクトデプロイユーザのアドレス30DLR—CDATA-ADDRESSや、その他暗号化データの取り扱いのための情報30DLR—CDATA-ANNOTATIONを、暗号化データ30DLR-CDATA-BODYの開始部分識別子30DLR-CDATA-PSの直前や、30DLR-CDATA-BODYの終了部分識別子30DLR-CDATA-PEの直後に配置してよい。

・台帳記録部(30DLR等)内で検索をかける場合に、検索キーワードとして30DLR―CDATA-ADDRESSや、その他暗号化データの取り扱いのための情報30DLR―CDATA-ANNOTATIONを利用できるように(検索により望みの暗号化データを含むブロックやコントラクトが見つかるように)、30DLR2のデータにユーザ識別子、コントラクトアドレス、ハッシュタグ、トークンなどを扱う場合トークンの名前等を記憶させていてもよい。

#### [0076]

(2)第1のブロックチェーン(メインチェーン)と第二のブロックチェーン(ブロック チェーンを指定されたブロック番号の区間ごとに要約するブロックチェーン)を用いて、 ブロックチェーンの連続性を検証しようとする方法

図面の図5ではデータブロックの連結間隔がT1の第一のブロックチェーン30DLR2-1STがあって、前記30DLR2-1STの各ブロックデータのハッシュ値を保有する、連結間隔がT2の第二のブロックチェーン30DLR2-2NDがあって、前記T1とT2の時間の大小関係はT1<T2である。

前記30DLR2-2NDは或るT2の時間時刻に含まれる30DLR2-1STのデータブロック群(m個のデータブロック)の其々のハッシュ値・特徴データを格納する特徴を持つ。

第3のブロックチェーン30DLR2-3RDがT3連結間隔の時間を持ち、さらに高次の第mのブロックチェーン30DLR2-nの連結間隔がTnであるとき、時間の大小関係はT1<T2<T3<・・・<Tnである。

# [0077]

< <請求の範囲 > >

請求項1:プロックチェーンを用いた分散型台帳システムのノード3Aと、ユーザ端末Uと、ネットワーク20を含む、コンピュータネットワークシステムにおいて、

前記コンピュータネットワークシステムは、ブロックチェーン30DLRのブロックデータに記憶されたデータの読み取り、又は前記データを読み取り後に、前記データをプログラムとして実行可能な、仮想機械30PVM又は実行部30PVMと、

前記暗号化データを復号し、前記暗号化データを復号して得られたデータを用いる、

スマートコントラクト又はプログラムを実行可能な、プログラム実行部 3 0 C V M 、又はユーザ端末のプログラム実行部 3 0 C V M U と、

を備えているコンピュータネットワークシステム。

請求項2:前記ブロックチェーンのデータ構造に、第1のブロックチェーンと第2のブロックチェーンの構造が含まれており、前記第2のブロックチェーンのブロックに、前記第1のブロックチェーンの指定個数のブロックの其々のハッシュ値が含まれている、ブロックチェーンデータ構造30DLR2を用いる、請求項1に記載のコンピュータネットワークシステム。

20

30

40

請求項3:前記第2のブロックチェーンのブロックに、前記第1のブロックチェーンのトランザクションデータを基にする情報、又は前記トランザクションデータを基にした資産の残高情報を記録する特徴を持ち、ブロックチェーン内のデータ暗号化を可能する特徴と、前記第1のブロックチェーンのデータを削除可能にする特徴を持つ、請求項2に記載のコンピュータネットワークシステム。

請求項4:請求項1に記載のコンピュータネットワークシステムを用いた動的パスワードの認証システム。

請求項A:ブロックチェーン部分に、第1のブロックチェーンと、第2のブロックチェーンの構造が含まれており、前記第2のブロックチェーンのデータブロックに、前記第1のブロックチェーンの指定個数のデータブロックの其々のハッシュ値が含まれている、ブロックチェーンのデータ構造。

請求項B:請求項Aに記載のブロックチェーンのデータ構造に、機械学習における学習データを記憶する特徴を持つ、人工知能システム。

#### 【産業上の利用可能性】

#### [0078]

< 実施例1 > パブリックな分散型台帳システムのデータ記録部を利用する場合に、改竄困難かつ動作内容を秘匿化したプログラム・ソフトウェアを提供する。

分散型台帳システムに改竄困難な形で記憶した暗号化データ・変数・関数を用いてサービス用のプログラムが実行できるようなり、ユーザのプライバシーを保護するとともにプログラム動作を秘匿化し保護する。

・分散型台帳システムを用いたOTP認証サービスにおいてプログラムを秘匿化し保護する。

<実施例2>ブロックチェーンから需要に応じてデータブロックを削除できる。

既存のトークンの類をやり取りする分散型台帳システムのほかに、取引履歴、何かの商品荷物追跡データ、SNS用途など、記憶すべき量が多い一方で保存期限が限られるサービスへの利用を想定する。

- ・人工知能が学習していく際に、需要のある若しくは指定されたデータブロックについては、改竄されず忘れないようにしつつ、需要のないデータを忘れることのできる人工知能が実現できる。
- ・機械学習のための学習データを記憶していく内容がブロックチェーン式で記憶され、過去から未来にわたり連結され学習していくことで、人工知能が学習していく際のデータの蓄積が第三者から追えるようにできるかもしれない。

〈実施例3〉動作内容を秘匿化したプログラム・ソフトウェアを提供する。その際に記録 媒体であるブロックチェーン部はデータブロックを削除する機能を備え、例えば何らかの 資産や商品の取引データの容量の増大を抑制する。

- ・またユーザに過去の或る期限の第 1 のブロックチェーンのデータブロック群での取引の 推移や残高をまとめた残高証明書・取引履歴のサマリーを第 2 のブロックチェーンに記憶 でき、ユーザが自身の資産やその推移を確認する事に役立つ。
- ・前記残高証明書・取引履歴のサマリーを第2のブロックチェーンに改竄困難な状態で記憶することにより、ユーザの財産の記録を守る。

#### 【符号の説明】

## [0079]

< 図 1 から図 2 >

- 1 A ユーザ端末、ユーザコンピュータ
- 10 A 記憶装置 (基本ソフト、ブラウザ等、動作用ソフトウェア含む)
- 10 A K E Y 秘密鍵情報記録手段(3 A の 3 0 D L R アクセス用)
- 1 1 A 処理装置
- 16 A 外部記憶装置、外部記録手段
- 100記憶装置、101処理装置、10WIR 内部配線、バス
- 102通信装置、104入力装置、105出力装置

20

10

30

•

20

30

40

- 20 ネットワーク、通信経路、情報の伝達(配布)経路
- 3 A 分散型台帳システムのノード端末 、 3 B 3 A と同等の他のノード
- 3 0 記憶部
- 3 1 制御部・処理部
- 3 C サーバ 、3 D サーバ (オフラインになりうる)
- 30CKEY 暗号化・復号用鍵情報記録手段 耐タンパ性有する物可
- 30CVM・30CVMU ユーザ端末用暗号データ復号可能な第2実行環境
- 30 U I ユーザ端末インターフェース(ブラウザ等)
- 30 P V M 平文データ読み取り用の第1 実行環境
- 3 0 D L R 分散型台帳システム D L S の記録部・台帳部。具体的にはブロックチェーン 10 部
- 30DLR-DATA 30DLRに含まれる暗号化データを含むデータ
- 30DLR-CDATA-BODY 暗号化データ本体
- < 図 3 A から図 3 C >
- 3 0 D L R C D A T A A D D R E S S ( 3 0 D L R C D A T A A N N O T A T I
- ON) 暗号化データを含むデータに付与された識別子(ユーザ識別子、コントラクトアドレス等。ブロックチェーンエクスプローラー等でデータ検索される時の識別子)
- 3 0 D L R C D A T A P S 暗号データの開始部、暗号データを他のデータと区別する部分
- 30DLR-CDATA-BODY 暗号データ本体
- 30DLR-CDATA-PE 暗号データの終了部、前記区別する部分
- 30 D L R P D A T A 平文データ(或いはその他データ)
- F3B1データ入力処理部、F3B2 入力データ解析部 (暗号データを他のデータと区別する部分の識別部、検出部、解析部。30DLR-CDATA-PS・PE検出部)
- F3B3復号部分、F3B4暗号化鍵/復号鍵管理部分、F3B5 鍵・鍵計算方法記憶部
- F3B6復号鍵入力手段(例:1A、16A、3A、3C、30DLR等から鍵を得る)
- F 3 B 7 秘密鍵等 3 0 D L R アクセス手段
- F 3 B 8 耐ウイルス型実行部、F 3 B 9 復号されたデータ、F 3 B 1 0 記憶部、F 3 B
- 1 1 処理部、 F 3 B 1 2 処理結果応答、 F 3 B 1 4 出力処理部、 F 3 B 1 5 暗号化部分
- F3C1スマートコントラクト提供部(ウェブアプリフロントエンド)
- F3C2暗号処理機能付き仮想機械実行部CVM
- F3C3 30CVM管理部 (バックエンド、サーバー3C・3D・3Aの側)
- F3C4 鍵データ・鍵管理部(耐タンパ性を持つ記憶域可)
- F3C5 ブロックチェーンクライアント部ソフトウェア (ノード通信部)
- 30DLR-C ブロックチェーンデータ記録部(又は暗号化データ含む読み出した台帳 データ)
- < 図 4 B 、 図 4 C の説明 >
- < < 図 4 B > >
- F4B-1ウェブアプリへの入力用データ群、DLSへのアクセス用データ
- F 4 B 2 ユーザ秘密鍵
- F4B-3アプリ入力用復号鍵等
- F4B-4ウェブアプリ実行用ソフトウェアデータ部ブラウザ、30CVMU-W3J含んでもよい
- F 4 B 5 計算されたOTP
- F4B-6 記録手段(含む印刷物、表示面)
- F4B-7計算されたOTP
- F 4 B 8 ウェブアプリ実行部 3 0 C V M U ー H T M L J S (ウェブブラウザの処理部・記憶部)
- 配信されたウェブアプリデータ、30CVMU-APP(ECMAScript式、OT

P 生成部)

F4B-9 復号鍵(例:CKCの復号鍵)

F4B-10 暗号データ復号部(暗号化データと平文データを区別・識別・選択し選び 取る処理部と、暗号化データを復号する処理部を含んでよい。)

F 4 B - 1 1 復号済データ 例: C K C 復号により得たデータ K C 、 C f p 復号により得 た関数fp

F 4 B - 1 2 平文データ例: B n 、 T I D A

F4B-13 ハッシュ関数fh(或いは、一方向関数fh、若しくはOTP計算のため の処理手続き関数)、fhの引数例:fh(KC、Bn、TIDA)

F 4 B - 1 4 関数 f p

F 4 B - 1 5 OTP計算部

F4B-16<OTPを生成する処理>計算されたOTPを戻り値として返す

F4B-17 30CVMU-APP SIGN(証明書、電子署名、ハッシュ値)、 ウェブアプリデータの正しさを検知・検証する手段にかかわるデータ。デジタル署名、H MAC等、タイムスタンプ等(例:30CVMU-APPのハッシュ値等。)、30CV MU-APPは必要によっては30CVMU-APP-SIGN備える。

30CVMU-APPを配布若しくは通信によりユーザ端末やサーバに伝達するときは 、通信内容を暗号化・秘匿化してよい。(通信のうち、電気通信では、例えばSSL/T LS通信により暗号化通信を行ってもよい。通信のうち郵送による信書郵便で、光学メデ ィア・磁気記録装置・半導体メモリによる記録手段に、30CVMU-APP(及び30 CVMU-APP SIGN)を記録させユーザ端末及びユーザへ送付してもよい。)前 記伝達時に30CVMU-APP SIGNを30CVMU-APPに添付してよい。

F 4 B - 1 8 ユーザ端末1A

F 4 B - 1 9 サーバ3C、3D

F 4 B - 2 0 DLSノード3A

F 4 B - 2 1 3 0 D L R

データブロック又はスマートコントラクトに、暗号化された変数CKC、A-CRPTや 暗号化された関数Cfp、トークン番号(NFTのID)TIDA、ユーザ識別子A、ブ ロック番号Bnを含む。( トークン番号(NFTのID)TIDAが暗号化し変数CT IDAとして記録してもよい)

F 4 B - 2 2 3 0 P V M 平文読み取り仮想機械 P V M 。例:イーサリアム仮想機械 E V M

F4B-23 30CVMU-W3J、分散型台帳システムへのアクセス手段。例:ブ ロックチェーンアクセス用API(Web3.js等)

3 0 C V M U - A P P と、3 0 C V M U - A P P - S I G N はブロックチェーンのブロ ックデータとハッシュ値の対応関係と同様でもよく、前記30CVMU-APPと30C VMU - APP SIGNはブロックチェーンのデータブロックでもある30CVMU -APPと、そのハッシュ値30CVMU-APP-SIGNをユーザ1Aがノード3A( 3 C )のブロックチェーン記録部3 O D L R から読み取ることで1 A の記憶装置、処理部 に配置してもよい。

<関数fp>例:ハッシュ値からOTPを算出する残り手続き

< < 図 4 C > >

F4C-1 復号鍵(例:CKCの復号鍵)

F 4 C - 2 暗号データ復号部

F4C-3復号済データKC。例:CKCを復号化したデータKC

F 4 C - 4 平文データ。例: B n 、 T I D A 等

F4C-5 ハッシュ関数fh。fh(KC、Bn、TIDA)

F4C-6 OTP計算部、OTP比較検証認証部

F4C-7 記憶された認証用の変数、関数

10

20

30

40

```
F4C-8 OTP比較・検証、認証部
```

F4C-9 OTP認証用入力部

F 4 C - 1 0 認証実行時入力データ (トークン番号 T I D A 等 )

 F4C-11
 30DLR-PDATA
 例: 平文のトークン番号変数TIDA、平文のプロック番号Bn等

F 4 C - 1 2 3 0 D L R - C D A T A 例:暗号化されたキー値 C K C 、暗号化されたユーザ識別子 A のデータ A - C R P T 等

F4C-13 「ブロックチェーンアクセス用API(Web3.js等)」、若しくは、「F4C-7記憶された認証用の変数、関数」を端末へ導入若しくは変更・更新する手段

図4 CのF4 C-15(認証端末)は、オンラインなサーバ3 Cとオフラインなサーバ3 Dのどちらも可能であって、3 C場合、A P I を用いてネットワーク経由で認証用変数関数を呼び出すことができる。(3 Dの場合、F4 C-7を外部から導入し記録させ更新変更させる手段があってもよい。)

F 4 C - 1 4 ウェブアプリ実行部 3 0 C V M U - H T M L J S (ウェブブラウザの処理部・記憶部)

F4C-15 認証端末 例:端末1A、3D、3C。 3Dは予めOTP計算用キーや、計算手続きを記憶していてよい。(オフライン時でも認証可能とする目的で)

F4 C - 1 6 ユーザ端末 1 C、サーバ 3 C

F4C-17 アプリデータ 例:ECMAScript式OTP認証部を含むアプリ

F4C-18DLS、ノード3A(F4B-2130DLRと同様の暗号化されたデータを含む)

F 4 C - 1 9 ユーザ端末

F4C-20計算されたOTP

F 4 C - 2 1 記録手段

F4C-22計算されたOTP(その他認証に必要な情報を含んでもよい)

F4C-23認証結果に応じた応答又は戻り値を出力

< 図 5 >

30DLR 分散型台帳システムの改竄耐性を持つ記録部

30DLR1 1つのブロックチェーン部から構成されるブロックチェーン部

30DLR2 本願主張の2つ(2つ以上)のブロックチェーンから構成されるブロック チェーン部

3 0 D L R 2 - 1 S T 第 1 のブロックチェーン( a 1 , a 2 , a 3 , , , a n 、例: ブロック生成時間 5 秒毎 )

3 0 D L R 2 - 2 N D 第 2 のブロックチェーン( s A 1 , s A 2 , s A 3 , , , s A n 、例:ブロック生成 5 分、 5 時間毎) 第 1 のブロックチェーンの、指定ブロック数毎に含まれる、各ブロックのハッシュ値をブロックに含む、第 2 のブロックチェーン

anh 第1のブロックチェーンのブロックa1,a2,a3,,,anのハッシュ値anh(図中a1hからa6h)

and 第1のブロックチェーンのブロックデータの特徴データやフィンガープリント( 図中a3d)

s A n h 第 2 のブロックチェーンのブロック s A 1 , s A 2 , , , s A n のハッシュ値 s A n h (図中 s A 1 h から s A 2 h )

s And 第2のブロックチェーンのブロックデータの特徴データ等

30DLR2-SHA 第1のブロックチェーンと第2のブロックチェーンにおいてハッシュ値を共有する部分(1STと2ND間でのハッシュ値等を互いに記録し合っている部

10

20

30

40

分)

30DLR2-SHA-n 第2のブロックチェーンと第3のブロックチェーンにおいて ハッシュ値を共有する部分(第 n と第 n + 1 のブロックチェーン間でハッシュ値を共有す

- 30DLR2-F (Forget-old-Block-Data) 第1のブロック チェーンのブロックデータが削除された場合
- 3 1 D L S C ノードクライアント制御部・管理部
- 3 1 P V M 実行環境制御部
- 31 ETCその他制御部
- 3 1 D L R 2

3 1 D L R 2 - L I N K データブロック連結部

3 1 D L R 2 - 1 S T 2 N D - L I N K データブロック連結部(第 1 及び第 2 のブロック チェーンのデータブロック連結処理部。30DLR2-1STと、30DLR2-2ND の2つのチェーンを1つのチェーンとしてブロックデータ連結やブロックへハッシュ値の 記憶を行う部分30DLR2-SHAに関する処理含む)

3 1 D L R 2 - S H A 3 0 D L R 2 - S H A を計算3 0 D L R 2 に記憶する部分

3 1 D L R 2 - E T C その他制御部 (ハッシュ値計算部、連続性検証部、合意形成部な ど)

3 1 D L R 2 - 1 S T 第 1 の ブロックチェーン制御部 3 0 D L R 2 - 1 S T 制御部 ( a 1 , a 2 , 2 3 , . . . a n )

3 1 D L R 2 - 2 N D 第 2 の ブロックチェーン制御部 3 0 D L R 2 - 2 N D 制御部 ( s A 1, s A 2, s A 3, . . . s A n)

3 1 D L R 2 - N (必要時) 第 n の プロックチェーン 制御部

< < 消去条件部分 > >

<需要部>

30BdFG-DEMANDブロックチェーンのブロックデータの需要記憶部(必要時) (消去リクエスト・ネガティブな需要のあるデータブロック指定も含む)

<消去部>

31BdFG 一定期間経過後、ブロックデータを(需要や指定データに応じて)消去可 能にする部分(30BdFG等データ利用) 人工知能システム4においては利用頻度の 高いデータやブロックデータを記憶するための部分

30BdFG 一定期間経過後ブロックデータを消去可能にするプログラム

30BdFG-VAR 消去のための変数・閾値・データ、若しくは消去までの一定期間 を設定するデータ

30BdFG-EXCVAR消去の例外となる変数・閾値・データ(あるブロック番号の 、データブロックについて、トランザクション数が閾値以上(需要がある)である等。若 しくはユーザ投票やアクセス数が閾値以上等) 人工知能システム 4 においてはヒトの頭 脳におけるよく利用するデータを記憶する部分。(該部分はヒトの脳において神経細胞が よく利用されて記憶が強く残っている部分を再現するかもしれない。)

上記消去条件部分 3 1 B d F G、 3 0 B d F G - V A R、 3 0 B d F G - E X C V A R や需要部 3 0 B d F G - D E M A N D 、 3 0 B d F G - V A R 等についても、ブロックチ ェーンなど改竄困難(あるいは改竄困難だが長期には時間経過により忘れられる)記録部 に記録することが好ましいかもしれない。

30DLSCノードクライアントソフトウェア

<図9>

4人工知能システム

4CAR 4を備える自動車

4 D R O N E 4 を備える無人機

4 A G R I 4 を備える農業機械

4Production 4を備える生産用機械

10

20

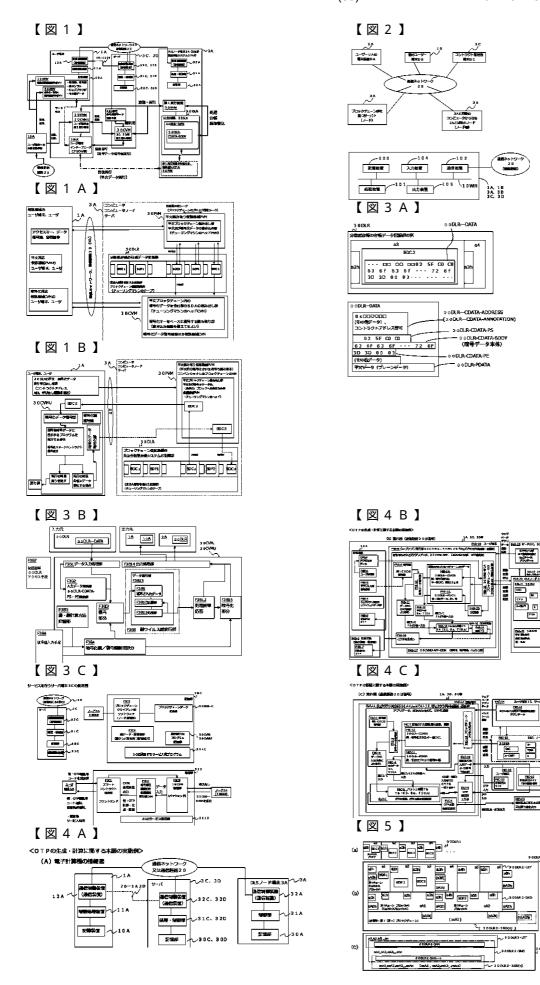
30

40

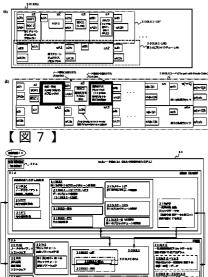
- 4 R O B O T 4 を備えるロボット
- 4 S E V E R 4 を備えるサーバ
- 4 IN 学習元、学習対象、又は学習先のインターネットなど通信先
- 42 通信装置
- 4 4 4 の入力装置(主にセンサ)
- 40UT 機械学習を行う人工知能システム4が出力する結果。出力応答
- 45 4の出力装置
- 4 1 4 の処理装置
- 40 4の記憶装置
- 3 0 D L R 2 ブロックチェーン記録部(ここでは記憶装置4 0 内部データ)
- 3 0 S T U D Y D A T A 4 の記憶装置のデータ部 3 0 D L R 2 に記憶された学習データ
- 30 S T U D Y 機械学習部、ソフトウェア部
- 30 D E M A N D 学習データの各ブロックのデータ需要記録部
- 3 1 S T U D Y 機械学習処理部
- 3 1 D E M A N D F O R G E T 学習データを需要によって保存または削除する部分
- 3 1 D L R 2 ブロックチェーン処理部
- 30 D A T A その他データ
- <図10>
- Txn トランザクションデータ(整数n=1,2,3,,,)
- TxnC 暗号化されたトランザクションデータ(整数n)
- UTXOn UTXOデータ(整数n)
- UTXOnC 暗号化されたUTXOデータ(整数n)
- NFTLIST ユーザのNFTの残高(sA2を形成する時点での最新の残高証明データ)
- USERBalanceLIST
- UTXO ALL USER BalanceLIST UTXO残高(最新の残高証明データ)
- Account ALL USER BalanceLIST 残高(最新の残高証明データ)

30

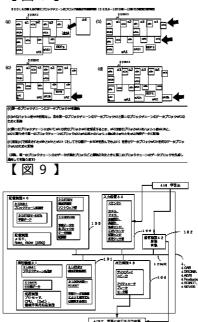
10







# 【図8】



# 【図10】

